

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3800461号
(P3800461)

(45) 発行日 平成18年7月26日(2006.7.26)

(24) 登録日 平成18年5月12日(2006.5.12)

(51) Int. Cl.		F I			
A 4 7 H	1/04	(2006.01)	A 4 7 H	1/04	Z
A 4 7 H	1/144	(2006.01)	A 4 7 H	1/144	

請求項の数 1 (全 6 頁)

<p>(21) 出願番号 特願平9-320637 (22) 出願日 平成9年11月21日(1997.11.21) (65) 公開番号 特開平11-151157 (43) 公開日 平成11年6月8日(1999.6.8) 審査請求日 平成16年7月30日(2004.7.30)</p>	<p>(73) 特許権者 000109923 トソー株式会社 東京都中央区新川1丁目4番9号 (74) 代理人 100073988 弁理士 川上 肇 (72) 発明者 河田 幸助 東京都中央区新川1丁目4番9号 トソー 株式会社内 審査官 引地 麻由子</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 装飾カーテンレール装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

カーテンレール(1)と、前記カーテンレールを側方から支持するブラケット(10)と、カーテン(C)を吊着して前記カーテンレール上を摺動するランナ(20)とを備えた装飾カーテンレール装置において、前記ランナは、本体(21)がC字形に形成されると共に下方に突出して先端に膨大部(25)を有する突起(24)を上先端部(23)に備え、前記カーテンレールは、上方に開口して軸方向に延びると共に開口幅が前記膨大部の幅より小さく形成された嵌合溝(5)を上部(2)に備え、前記突起は、前記嵌合溝に摺動可能に嵌合し、前記ブラケットは、前記カーテンレールを支持する支持腕(12)の先端部(13)に配設されて上方に突出する係止爪(14)と、前記支持腕の周りに螺合するねじを内周面に有する筒状のロック(16)とを備え、前記カーテンレールは、軸方向に延びる係止溝(8)を側部(3)に備え、前記係止溝は、前記係止爪に上から係止する突出端(9)を有し、前記ロックは、前記係止爪と共働して前記突出端を挾持して前記カーテンレールを固定することを特徴とする装飾カーテンレール装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、カーテンレールにランナを外嵌する装飾カーテンレール装置、特に、撓みやすい小径レール等の使用が可能なカーテンレール装置に関する。

【0002】

10

20

【従来の技術】

従来の、カーテンレールにランナを外嵌する装飾カーテンレール装置において、ランナは、カーテンレールを外嵌する本体が環状を成しているため、カーテンレール取付けブラケットを越えて摺動することができない。このため、片開きカーテンの場合には2個のブラケットにより、また両開きカーテンの場合には中央で支持する場合を含めて最大3個のブラケットにより、夫々カーテンレールを支持している。

【0003】**【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、従来の装飾カーテンレール装置においては、このように2個又は3個のブラケットによりカーテンレールを夫々支持しているため、カーテンの重量が大きい場合にはブラケットの数が不足して、剛性の低いレール、例えば、撓み強度が弱い小径レール等によりカーテンを吊着することができないという問題がある。

10

【0004】

本発明はこのような問題を解決するためになされたもので、ランナの摺動幅とは無関係にブラケットの数を増やすことができ、カーテンの重量が大きい場合にも剛性の低いレール、例えば、小径レール等の使用が可能な装飾カーテンレール装置を提供することを課題とする。

【0005】**【課題を解決するための手段】**

上述の課題を解決するために、本発明の装飾カーテンレール装置は、カーテンレールと、カーテンレールを側方から支持するブラケットと、カーテンを吊着してカーテンレール上を摺動するランナとを備え、ランナは、本体がC字形に形成されると共に下方に突出して膨大部を先端に有する突起を上先端部に備え、カーテンレールは、上方に開口して軸方向に延びると共に開口幅が膨大部の幅より小さく形成された嵌合溝を上部に備え、突起は、嵌合溝に摺動可能に嵌合する。本手段により、ランナがブラケットを越えてカーテンレール上を摺動できるようにした。

20

【0006】

ブラケットは、カーテンレールを支持する支持腕の先端部に配設されて上方に突出する係止爪と、支持腕の周りに螺合するねじを内周面に有する筒状のロックとを備え、カーテンレールは、軸方向に延びる係止溝を側部に備え、係止溝は、係止爪に上から係止する突起を有し、ロックは、係止爪と共働して突起を挟持してカーテンレールを固定することもできる。

30

【0007】**【発明の実施の形態】**

以下に、本発明に係る装飾カーテンレール装置を、図1ないし図3を参照して詳細に説明する。

図1に示すように、本装飾カーテンレール装置は、カーテンレール1と、カーテンレール1を窓枠Wに側方から支持するブラケット10と、カーテンCをフックFを介して吊着すると共にカーテンレール1上を摺動するランナ20とから成る。

【0008】

図2に示すように、カーテンレール1は、上部2に軸方向に延びる嵌合溝5を有し、この嵌合溝5は、真上からブラケット10側に僅かに傾いて上方に開口すると共に、カーテンレール1の両端部の間を貫通する。嵌合溝5の開口部6の幅(開口幅)は、後述するランナ20の突起24の球状部(膨大部)25の幅に等しいか、又はそれより僅かに小さく形成される。カーテンレール1は、軸方向に延びる係止溝8をブラケット10側の側部3に有する。この係止溝8の上部から、側部3に沿って軸方向に延びる突出端9が下方に突出する。

40

【0009】

ブラケット10は、側方に延びる支持腕12を有し、支持腕12の先端部13に、その先端が鉤状に上方に曲がった係止爪14を有する。先端部13の外周面にはねじが形成され

50

、円筒状に形成されて内周面にねじを有するロック 16 が、この先端部 13 に軸方向に摺動可能に螺合する。なお、ロック 16 の断面外形は必ずしも円形に限定されるものではなく、例えば、多角形等でもよい。

【0010】

ランナ 20 は、カーテンレール 1 上を摺動する本体 21 と、フック F を掛けるためのフック掛け部 22 とから成る。本体 21 は C 字形に形成され、その上先端部 23 に下方に突出する軸状の突起 24 を有する。突起 24 の先端は球状に膨大して、球状部 25 を形成する。

本装飾カーテンレール装置は、次のように使用される。

【0011】

図 1 に示すように、ブラケット 10 を窓枠 W に固定する。図 3 に示すように、カーテンレール 1 の係止溝 8 の突出端 9 をブラケット 10 の支持腕 12 の鉤状の係止爪 14 に上から係止し、ブラケット 10 のロック 16 を回して、ロック 16 を係止爪 14 側に摺動させる。図 2 に示すように、ロック 16 の先端面 17 と係止爪 14 とにより突出端 9 を挟持して、カーテンレール 1 をブラケット 10 の支持腕 12 に固定する。ランナ 20 の突起 24 の球状部 25 を、カーテンレール 1 の嵌合溝 5 の中にカーテンレール 1 の端面から挿入して、突起 24 を嵌合溝 5 に摺動可能に嵌合する。図 1 に示すフック F をランナ 20 のフック掛け部 22 に掛けて、カーテン C をカーテンレール 1 に吊着する。

【0012】

本装飾カーテンレール装置によれば、カーテンレール 1 をブラケット 10 の支持腕 12 で側方から支持し、ランナ 20 は本体 21 が C 字形に形成されるから、このランナ 20 はブラケット 10 を越えてカーテンレール 1 上を摺動することができる。従って、ブラケット 10 をランナ 20 の摺動幅とは無関係に多数取り付けることができるので、カーテン C の重量が大きい場合にもカーテンレール 1 として剛性の低いレール、例えば、小径レール等を用いることができ、装飾性の面で優れたものとなる。また、嵌合溝 5 の開口部 6 の幅がランナ 20 の突起 24 の球状部 25 の幅に等しいか、又はそれより小さく形成されるから、使用中にランナ 20 がカーテンレール 1 から外れることもない。

【0013】

さらに、係止溝 8 の突出端 9 がブラケット 10 の支持腕 12 の鉤状の係止爪 14 に上から係止し、側部 3 をロック 16 と係止爪 14 とにより挟持してカーテンレール 1 をブラケット 10 の支持腕 12 に固定するので、カーテンレール 1 のブラケット 10 への取付け及び取り外しは極めて容易である。また、図 2 に示すように、ブラケット 10 の係止爪 14 はカーテンレール 1 の係止溝 8 に埋設され、ロック 16 は細長円筒状に形成されるから、ランナ 20 がカーテンレール 1 上を摺動するとき、本体 21 がブラケット 10 に引っ掛かることもない。

【0014】

なお、上述した装飾カーテンレール装置では、突起の先端を球状に膨大させたが、これに限定されるものではなく、例えば、楕円球状、横円柱状など種々の形状に膨大させることができる。

【0015】

【発明の効果】

以上詳細に説明したように、本発明の装飾カーテンレール装置は、カーテンレールと、カーテンレールを側方から支持するブラケットと、カーテンを吊着してカーテンレール上を摺動するランナとを備え、ランナは、本体が C 字形に形成されると共に下方に突出して先端に膨大部を有する突起を上先端部に備え、カーテンレールは、上方に開口して軸方向に延びると共に開口幅が膨大部の幅より小さく形成された嵌合溝を上部に備え、突起は、嵌合溝に摺動可能に嵌合する。これにより、ランナがブラケットを越えて摺動可能になるから、ランナの摺動幅とは無関係にブラケットの数を増やすことができ、カーテンの重量が大きい場合にも剛性の低いレール、例えば、装飾性の面で優れた小径レール等の使用が可能になるという優れた効果を奏する。また、突起は先端に膨大部を有し、嵌合溝の開口幅

10

20

30

40

50

は膨大部の幅より小さく形成されるから、ランナをカーテンレール上に摺動させたときにランナがカーテンレールから外れることもない。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る装飾カーテンレール装置を示す側面図である。

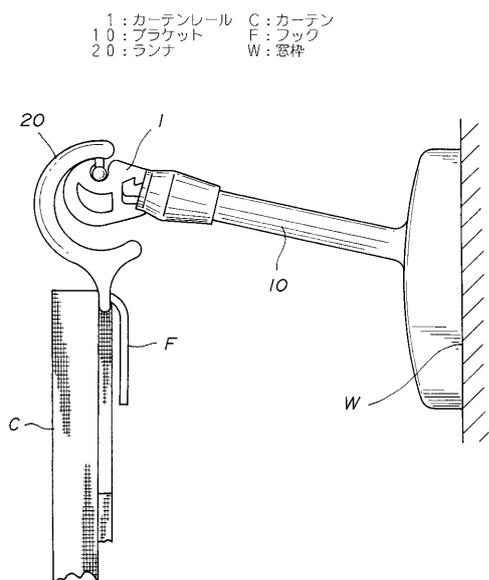
【図2】図1の装飾カーテンレール装置の詳細を示す側面断面図である。

【図3】図1のカーテンレールのブラケットへの固定前の状態を示す側面断面図である。

【符号の説明】

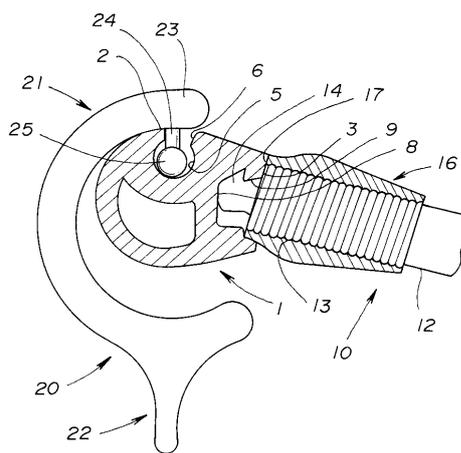
- 1 カーテンレール、2 上部、3 側部、5 嵌合溝、6 開口部、8 係止溝、9 突出端、10 ブラケット、12 支持腕、13 先端部、14 係止爪、16 ロック、17 先端面、20 ランナ、21 本体、22 フック掛け部、23 上先端部、24 突起、25 球状部（膨大部）、C カーテン、F フック、W 窓枠

【図1】



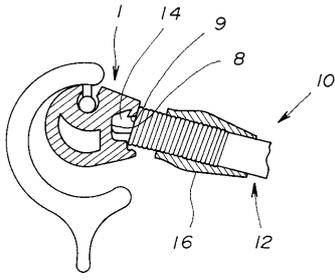
- 1:カーテンレール C:カーテン
- 10:ブラケット F:フック
- 20:ランナ W:窓枠

【図2】



- 2: 上部
- 3: 側部
- 5: 嵌合溝
- 6: 開口部
- 8: 係止溝
- 9: 突出端
- 13: 先端部
- 14: 係止爪
- 16: ロック
- 17: 先端面
- 21: 本体
- 22: フック掛け部
- 23: 上先端部
- 24: 突起
- 25: 球状部（膨大部）

【 図 3 】



フロントページの続き

(56)参考文献 英国特許出願公開第00860897(GB,A)
特開平09-224813(JP,A)
英国特許出願公開第00863140(GB,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A47H 1/00-23/14